

【フランス】 2013 年度予算法及び 2012 年度第 3 次補正予算法

海外立法情報課・服部 有希

* 2012 年 12 月 29 日に、2013 年度予算法及び 2012 年度第 3 次補正予算法が成立した。大企業や富裕層への増税措置等により、財政赤字削減を目指すものである。

1 概要

2012 年 12 月 29 日に、2013 年度予算法（以下「予算法」）及び 2012 年度第 3 次補正予算法（以下「補正予算法」）が公布された。2013 年度予算には、200 億ユーロの増税措置と 100 億ユーロの歳出削減が盛り込まれ、大企業や富裕層への増税や省庁の経費削減等が実施される。一般会計歳入額は、約 3128 億ユーロ、一般会計歳出額は、約 3754 億ユーロである。特別会計を合わせると、財政赤字は、約 623 億ユーロとなり、前年度から約 213 億ユーロ縮小される。これにより、2013 年末までに、EU が求める対 GDP 比 3%以下の財政赤字という目標を達成する計画である（ただし、政府は、2013 年に入り、景気後退を受けて、目標を 3.7%に修正する見込みであると発表した。）。

補正予算法は、2012 年度の財政赤字を対 GDP 比 4.5%以下（836 億ユーロ以下）に抑えるという目標を維持した上で、予算調整及び税制改正を実施するものである。

以下、予算法及び補正予算法による税制改正について紹介する。

2 所得税制

(1) 所得税の最高税率の引上げ（予算法第 3 条）及び税額控除（予算法第 2 条）

2013 年 1 月 1 日から、所得税率の最高税率として、従来 of 41%の上に 45%が設定された（次ページ表参照）。また、従来、所得税の税額控除として、基準額である 439 ユーロから所得税額の半額を差し引いた額が控除されていた。改正により、この基準額が、439 ユーロから 480 ユーロに引き上げられ、控除額が増加した。現在、所得税率表に対するインフレ調整が凍結されており、賃金上昇により 1 段階上の所得税率が適用される可能性があるため、この措置によりインフレの影響を緩和しようとの狙いがある。主に、所得税率の第 1 段階及び第 2 段階が適用される中所得者層を対象としている。

(2) 家族除数制度の改正（予算法第 4 条）

フランスの所得税は、個人単位ではなく世帯単位で課税され、計算には、家族除数方式（quotient familial）を用いる。これは、世帯の各構成員に家族除数を設定し（大人はそれぞれ 1 単位、子は 2 人目まではそれぞれ 0.5 単位、3 人目以降は 1 単位ずつ増加）、世帯収入を合計単位数で除し、1 単位当たりの課税額を求めた上で、その課税額に再び家族除数の合計を乗じて課税額を決める方式である（N 分 N 乗方式）。この方式では、合計単位数が大きいほど、また、世帯所得が多いほど、税負担が緩和され

る。ただし、所得が一定額以上の比較的裕福な世帯には、税負担の緩和を抑えるために、別の計算方式が用いられる。それは、扶養家族（子等）がないものとして算定した税額から、扶養家族 0.5 単位につき 2,336 ユーロを減じるというものである。改正により、この 2,336 ユーロが 2,000 ユーロに引き下げられた。これにより、この方式の適用対象世帯の納税額は増加する。また、適用対象世帯も拡大する（例えば、子 1 人の夫婦の場合で、所得が 61,158 ユーロ以上あれば適用される。）。

表 所得税率表

課税所得（ユーロ）	税率	
	改正前	改正後
～5,963	0%	0%
5,964～11,896	5.5%	5.5%
11,897～26,420	14%	14%
26,421～70,830	30%	30%
70,831～150,000	41%	41%
150,001～		45%

（筆者作成）

（3） 配当所得等の総合課税への統一（予算法第 9 条及び第 10 条）

①配当所得及び利子所得（予算法第 9 条）並びに②有価証券の譲渡による譲渡益（キャピタル・ゲイン、有価証券等の購入時と売却時の差額により生じる利益）（予算法第 10 条）の課税方式が分離課税方式（他の所得と分離して課税する方式）から総合課税方式（各所得を合算して課税する方式）に統一された。所得税率表（表参照）に基づき累進課税が適用されるため、高所得者層にとっては不利な税制と言える。

①は、従来、総合課税方式又は源泉分離課税方式（他の所得と分離して税額を計算し、源泉徴収する方式）の選択制で、源泉分離課税方式の場合は、配当所得に 21%、利子所得に 24%が課税されていた。今後、2012 年分の所得から、総合課税方式が適用される。ただし、前納制度（acompte）が採用されており、配当所得の 21%、利子所得の 24%が源泉徴収され、所得税の支払の際に、過不足額を還付又は追徴により清算する。なお、前納の免除制度があり、前々年の所得が、配当所得については 50,000 ユーロ未満（夫婦の場合は 75,000 ユーロ未満）、利子所得については 25,000 ユーロ未満（夫婦の場合は 50,000 ユーロ未満）であれば、本人の申請に基づき前納が免除される。

②は、従来、申告分離課税方式（他の所得と分離して税額を計算し、確定申告により納税する方式）が採用され、19%の比例税率（課税標準額にかかわらず一定の税率）が適用されていた。今後、2012 年中の譲渡益については、24%の税率が適用され、その後は、総合課税方式に移行する。なお、有価証券の長期保有を促すための措置として、2012 年 1 月 1 日以降に得た譲渡益については、一部が課税所得から控除される。

控除額は、その有価証券の保有期間に応じて、2年以上4年未満であれば譲渡益の20%、4年以上6年未満であれば30%、6年以上であれば40%である。

(4) 税控除上限額の引下げ（予算法第73条）

従来、各種の税額控除（niche fiscale）の合計額は、18,000ユーロに課税所得の4%を加えた額を上限としていた。今回の改正により、2013年以降は、この上限額が10,000ユーロとなり、課税所得額に応じた4%の上増しは、廃止された。

3 法人税制等

今回の改正では、法人税率の変更はない（法人税の実効税率は33.33%）。

(1) 株式譲渡益への課税方式の変更（予算法第22条）

原則として、2年以上保有する出資比率5%以上の株式の譲渡から生じる譲渡益（キャピタル・ゲイン）は、法人税計算の基礎である益金に算入しない。ただし、従来は、譲渡益の10%を譲渡経費とみなし益金に算入し、法人税を課していた。さらに、譲渡益は、繰り越した譲渡損（キャピタル・ロス）で相殺することができた。しかし、改正により、相殺が禁止され、益金に算入される額が10%から12%に引き上げられた。

(2) 純金融費用の損金算入の制限（予算法第23条）

今回の改正により、企業が法人税計算の基礎である損金に算入できる純金融費用（支払利息等の金融費用から受取利息等の金融収益を差し引いた額）の上限額に対する制限が強化された。損金に算入できる上限は、2012年12月31日以降の事業年度については85%まで、2014年1月1日以降の事業年度については75%までとなる。ただし、この上限額は、純金融費用が300万ユーロ未満の場合には、適用されない。

(3) 欠損金の繰越額の制限（予算法第24条）

従来、過去の欠損金（赤字）は、法人税の課税所得から、無制限に繰越控除することができた。今回の改正により、2012年12月31日以降の決算に関して、1年間に繰越控除できる額が、各事業年度の所得金額のうち、100万ユーロにこれを超える額の50%を合計した額となる。例えば、ある事業年度の所得金額が160万ユーロである場合には、100万ユーロとその超過額60万ユーロの50%の30万ユーロを加えた130万ユーロが上限額となる。例えば、前年度までの欠損金が200万ユーロあるとすると、所得金額160万ユーロから上限額130万ユーロを繰越控除した残りの30万ユーロに課税され、欠損金の残額70万ユーロは、翌年、繰越控除することができる。

(4) 法人税付加税の延長（予算法第30条）

2011年度第4次補正予算により、2011年12月31日から2013年12月30日までの期間、年間総売上高2億5千万ユーロ以上の企業に法人税額の5%の付加税が課されていたが、この期間が2015年12月30日まで延長されることとなった。

(5) 新たな税額控除の創設（補正予算法第66条）

企業の競争力向上及び雇用支援を目的として、競争力及び雇用のための税額控除（crédit d'impôt pour la compétitivité et l'emploi : CICE）が創設された。税額控除を受けることができるものは、企業形態や産業部門を問わず、法人税又は所得税を納

めている企業等（個人事業主等も含む）であって、従業員を雇用するものである。控除額は、法定最低賃金の2.5倍以下の給与（2013年で月額3,575.55ユーロ）を得る従業員に1年度内に支払った給与総額の6%（2013年のみ4%）である。この控除額が法人税額又は所得税額から控除される。その年に控除しきれなかった分（控除未済額）は、翌年以降の3年間で繰越控除され、それでも控除しきれない分は、還付される。

4 その他

(1) 付加価値税率の一部引上げ（補正予算法第68条）

補正予算法により、付加価値税（VAT）の税率が2014年1月1日から変更されることとなった。標準税率は、19.6%から20%に、軽減税率は、外食等の税率が7%から10%に、食料品等の税率が5.5%から5%に変更となる。なお、医薬品、テレビの視聴料等にかかる超軽減税率は、2.1%に据え置かれる。政府は、前政権が2012年に予定していたVAT標準税率の21.2%への引上げを2012年度第2次補正予算法により撤回していたが、CICE（本稿3(5)）の財源確保のため、今回の改正に踏み切った。

(2) 予算法の規定に対する違憲判決

予算法第12条は、2年間の時限立法として、100万ユーロ以上の勤労所得に、特別連帯税（*contribution exceptionnelle de solidarité*）の名目で18%を課税すると規定していた。この対象者の勤労所得には、既に45%の所得税、4%の高額所得特別税（*contribution exceptionnelle sur les hauts revenus*）及び8%の社会保障関連諸税が課税されており、新たに18%が課税されれば、計75%の税率が適用されるはずであった。これに対し、両院の議員から違憲審査請求が提出され、憲法院は、この規定を違憲とした。理由は、特別連帯税を、通常の所得税の課税単位である世帯単位ではなく、個人単位で課税すると規定している点が税負担の平等に反するという内容であった。提訴理由には、18%という税率が高すぎるという点も挙げられていたが、憲法院は、これを審査することを回避し、違憲判決を下した。

参考文献（インターネット情報は2013年4月19日現在である。）

- Loi n° 2012-1509 du 29 décembre 2012 de finances pour 2013.
- Loi n° 2012-1510 du 29 décembre 2012 de finances rectificative pour 2012.
- Pierre Moscovici, *Projet de loi de finances pour 2013*, n° 235, 28 septembre 2012.
- Pierre Moscovici, *Projet de loi de finances rectificative pour 2012*, n° 403, 14 novembre 2012.
- Ministère de l'économie et des finances, *La loi de finances pour 2013*.
<<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/le-budget-et-les-comptes-de-letat/les-lois-de-finances/approfondir/lactualite/la-loi-de-finances-pour-2013.html>>
- Ministère de l'économie et des finances, *L'essentiel du collectif de fin d'année 2012 (3ème PLFR)*.
<<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/le-budget-et-les-comptes-de-letat/les-lois-de-finances/approfondir/lactualite/lessentiel-du-collectif-de-fin-dannee-2012-3-eme-plfr.html>>
- Décision n° 2012-662 DC du 29 décembre 2012.